横浜医療センター地域医療連携ネットワーク運用管理規程

第 1 章 　総則

（目的）

第 1 条 　この運用管理規程は、横浜医療センター地域医療連携ネットワーク（以下、ヨコハマキラリネットと呼称する）に参加する医療機関等（以下、参加施設）を結んだネットワークシステム、これに接続される機器及び周辺装置の運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏洩、改竄及び破壊等を防止し、安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

（名称及び適用範囲）

第２条　このシステムは『ヨコハマキラリネット』と称し、適用範囲はネットワークシステム、ソフトウェア及びこれらに接続される機器とする。

第２章 『ヨコハマキラリネット』の管理組織

（管理組織の名称及び目的）

第３条　『ヨコハマキラリネット』の効率的な運用、適正な管理及び弾力的な見直しを行うためヨコハマキラリネット管理委員会（以下「管理委員会」という）を置く。規程を変更する際は管理委員会を開催し、管理委員会で決定する。

（管理委員会の構成）

第４条 　管理委員会は、ヨコハマキラリネットの関係者により構成する。

（管理委員会の役員）

第５条　管理委員会に、次の役員を置く。

統括管理者　 １名

副統括管理者 １名

システム管理者 １名

１　統括管理者は横浜医療センター副院長とする。

２　副統括管理者は横浜医療センター地域医療連携部長とする。

３　システム管理者は横浜医療センターシステム管理係長とする。

（統括管理者の業務）

第６条　統括管理者は、以下の項目について業務を行う。

１　統括管理者は必要に応じて管理委員会を開催する。

２　統括管理者は、『ヨコハマキラリネット』の安全かつ適正な運用管理を図るため、ネットワークの利用者に対し、システムの利用を許可、制限または禁止する。

３　統括管理者は、前項の措置を行うに当たっては、管理委員会の意見を聞くものとする。ただし、緊急を要し、管理委員会の意見を聞くことができない場合は、事後において管理委員会に報告するものとする。

４　統括管理者は利用者が個人情報保護の観点から適切かつ安全に利用しているかを必要に応じて監査を実施する

（副統括管理者の業務）

第７条　副統括管理者は、統括管理者を補佐し、統括管理者に事故ある時は、副統括管理者がその職を代行する

（システム管理者の業務）

第８条　『ヨコハマキラリネット』の安全かつ適正な管理のため以下の項目についてシステムの管理を行う。

１　新規に医療機関等から参加申請があった場合は、様式１「連携登録申請書」の確認と事前調査を行い、問題なければ連携医療機関として許可するものとする。

２　新規に利用者の申請があった場合は様式２「利用者登録申請書」を確認して利用を許可するものとする。

３　新たな機器の接続等の申し出があった場合は、ネットワーク運用上の問題がないかを確認し、接続可能と判断した場合は使用を許可する。

４　利用者が個人情報保護の観点から適切かつ安全に利用しているかを必要に応じて監査を実施する。問題点が発見された場合には、速やかに必要な措置を講じる。

５　システム運用規程の細則について、これを定める。

６　上記の項目につき、管理委員会、統括管理者又は副統括管理者より依頼があった場合は、利用状況等を報告する。

（事務局）

第９条　管理委員会には事務局を置く。 事務局は横浜医療センター地域医療連携室とする。事務局は、施設登録・変更・及び削除等の手続や、管理委員会の開催についてのお知らせ、議事録、資料作成、苦情の受付等の庶務を行う。

第３章 　『ヨコハマキラリネット』参加施設、管理責任者及び利用者

（参加施設）

 第１０条

 １　『ヨコハマキラリネット』への参加を希望する施設は、様式１「連携登録申請書」を事務局に提出し、事務局担当者はこれを登録する。事務局は登録情報について速やかに統括管理者及び副統括管理者に報告する。

２　参加施設は、本規定を熟知したうえで同意し、遵守するものとする。

３　管理委員会は、参加施設が本規定に定める条項に違反した場合において、何らかの通知催告を要せず直ちに当該施設に対し脱退手続きを行うことができるものとする。

（参加施設管理責任者）

第１１条　『ヨコハマキラリネット』への参加施設は、参加施設のシステムの責任者として参加施設管理責任者（以下、管理責任者）を置く。

１　管理責任者に変更があった場合は、様式１「連携登録申請書」を速やかに事務局まで提出すること。

２　参加施設の管理責任者は、当該参加施設の利用者を追加・変更または廃止する際は事務局まで、様式２「利用者登録申請書」に必要事項を記入し、速やかに提出する。

３　管理責任者は、自施設の利用者に対する監督責任を負う。

４　管理責任者は、利用者以外の者に『ヨコハマキラリネット』を利用させてはならない。

（利用者）

 第１２条

１　『ヨコハマキラリネット』を利用できるもの（以下「利用者」）は、第１０条で利用を認めた施設の職員であり、様式２「利用者登録申請書」を管理責任者に提出し、横浜医療センターが認めた者に限られる。

２　利用者は医師に限らず、医療従事者全般について認められるものとする。ただし、職種によって閲覧できる情報は横浜医療センターが決定する。

第４章『ヨコハマキラリネット』の利用

（参加施設、利用者の設定）

第１３条

１　『ヨコハマキラリネット』の利用に際しては、システム管理者が、利用者ごとにその申請に基づき、専用の利用者識別番号（以下「ユーザ ID」）を付与し、利用権の管理を行う。

２　利用者及び参加施設の管理責任者は、利用者が規程に則った正当な使用を行わないために生じた事故や障害に対して、連帯して責任を負う。具体的な対応措置については、横浜医療センター、または管理委員会がこれを決定する。

３　パスワードの有効期限は最終更新の日から起算して３カ月とし、利用者は、有効期限までの間に随時パスワードを更新するものとする。なお、パスワードの再発行等が必要な場合は、当院担当者まで申し出ること。

（利用者の責務）

第１４条　利用者は、『ヨコハマキラリネット』の安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。

１　利用者は、『ヨコハマキラリネット』の利用について、この規程のほか、横浜医療センターが定める細則及びこれに基づくシステム管理者の指示に従わなければならない。

２　本システム上の診療情報の、接続機器への保存及び外部媒体への複写並びにこれに類する行為は、厳に禁止する。

３　横浜医療センターが許可した診療情報に関する印刷物については、各連携医療機関の責任において、厳重な管理を徹底するものとする。

４　利用者は、いつ、だれが、どの患者の医療情報を閲覧したかの記録が、本システム上に記録され、システム管理者側により閲覧されうることを予め了承するものとする。

５　利用者は、利用者 ID 及びパスワードについて、第三者に常に秘匿とするとともに、必要に応じてパスワードを変更する等の措置を講じなければならない 。

６　利用者は、『ヨコハマキラリネット』で知り得た情報を診療以外の目的で使用してはならない。

７　利用者は、『ヨコハマキラリネット』で知り得た情報をみだりに第３者に伝えてはならない。

８　利用者は、『ヨコハマキラリネット』の情報を診療の目的以外で使用する必要がある時は、その可否につき管理委員会の判断を仰がなければならない。

９　利用者は、細則に規定する事項に従わなければならない。

（運用時間）

第１５条　『ヨコハマキラリネット』の運用については、第２１条に定めた時間を除き、常時使用できるものとする。

（接続機器）

第１６条　『ヨコハマキラリネット』の参加施設は、セキュアな通信ソフトウェア等を用いたうえで、配布される証明書をインストールして接続しなければならない。接続機器については、システム管理者が許可した機器に限ることとし、ウイルス対応ソフトの定義ファイル・ＯＳ・各ソフトウェアについて利用施設の管理責任者の責任において常に最新化を行うものとする。ＯＳ等、詳細な設定については細則で定める。

第５章 『ヨコハマキラリネット』の運用

（個人情報保護法等の遵守）

第１７条　『ヨコハマキラリネット』に関わるデータは全て個人情報保護法および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の適用範囲とし、参加施設及び利用者は法令遵守するものとする。

（患者の同意）

第１８条

１　『ヨコハマキラリネット』の患者のデータを登録する場合には、各施設でその内容を患者に説明したうえで、様式３「医療情報連携登録申請書」に必要事項の記載を依頼し、同意を取らなければならない。

２　横浜医療センターが患者の同意を得る場合は、様式５「医療情報連携広域登録申請書」に基づくものとし、参加施設を包括した同意であることを患者に説明したうえで必要事項の記載を依頼し、これを取得するものとする。

３　第１項から第２項の規定について、患者から同意書の取得が困難な場合は、代理人から同意書を取得すること。その際、利用者は代理人の身分を確認すること。

４　第２項により取得した包括同意については、各施設からの連絡に基づき、横浜医療センター地域医療連携室により個別に連携施設の閲覧登録を行うものとする。

５　参加施設は『ヨコハマキラリネット』の参加施設である旨を患者に明らかにするとともに、適宜適切な案内を行うことにより患者の利便性を保つよう努めること。

（同意の変更・撤回）

第１９条

１　『ヨコハマキラリネット』に登録されている患者から、同意の内容に関する変更又は撤回について意思表示があった場合は、様式３「医療情報連携登録申請書」に同意撤回の旨記載を依頼し、速やかに横浜医療センター地域医療連携室あてに送付しなければならない。また、その際横浜医療センター地域医療連携室は速やかに登録情報の利用を停止しなければならない。

２　前項の規定について、意思表示が困難な患者の代理人から同意の内容に関する変更又は撤回の意思表示があった場合は、代理人から書面を取得すること。その際、利用者は代理人の身分を確認すること。

（データの管理）

第２０条　『ヨコハマキラリネット』のデータは、管理委員会が了承している範囲内で利用できるものとする。

１　登録された患者データは、原則２年間を閲覧期間とし、対象データが閲覧された場合には、閲覧日から起算した４００日目まで期間延長するものとする。なお、閲覧期間が終了した場合、その時点で閲覧データは自動的に参照不可となる。

２　『ヨコハマキラリネット』の患者データは複製情報であり、原本である電子カルテのデータは、横浜医療センターが法令等に従い管理する。

（システムの停止）

第２１条

１　統括管理者は、次の各号に掲げる場合、『ヨコハマキラリネット』の一部または全部について、その利用を制限または停止することができる。

一　『ヨコハマキラリネット』に障害が発生した場合

二　機器等の増設または交換を行う場合

三　データの滅失及び棄損からの復旧を行う場合

四　データのバックアップ等、地域医療連携ネットワークの管理上の理由から必要と認められる場合

五　横浜医療センターで電子カルテを停止する場合

六　その他、統括管理者が必要と認める場合

２　毎日、午前３時３０分から４時００分の間でサーバ再起動のため、同システムは一時停止する。

（問い合わせ窓口）

第２２条　利用者からの質問、問合せ等を受け付けるため、横浜医療センターに設置する問合せ窓口を設置する。問い合わせ窓口は横浜医療センター地域医療連携室とし、対応時間は平日午前１０時から午後３時とする。

（情報の共同利用）

第２３条

１　参加施設が『ヨコハマキラリネット』に新たに登録する情報は、すべて当事業に参加する連携医療機関共有の情報資産として共同利用をするものとする。

２　横浜医療センターは、施設内、又はホームページ等に『ヨコハマキラリネット』参加施設を公表するものとし、参加施設はこれを承諾する。

３　参加施設の『ヨコハマキラリネット』利用を目的とする情報の取得にあたっては、患者本人に対し、本事業の利用目的、情報の管理責任者の氏名を告げて行うものとする。

（情報の共同利用を行う各種事業）

第２４条　『ヨコハマキラリネット』によって情報の共同利用を行う各種事業（以下、共同利用事業）については各項により定める。

１　共同利用事業は次の各号により定める。

　　　一　吸入支援連携事業

２　共同利用事業については、『ヨコハマキラリネット』の参加施設のうち当該事業の要件に該当する施設は参加するものとする。

３　共同利用事業は、キラリネットに同意した患者に限り実施できるものとする。

４　前項に関わらず、令和２年１月３１日までに登録された共同利用事業については、当該連携案件が終了するまでは、患者のキラリネットの同意の有無に関わらず利用を継続することができる。

（保守）

第２５条 　横浜医療センター内に設置されているサーバ等についてはシステム管理者が保守する。参加施設の機器については各参加施設で保守する。

（情報漏洩発生時）

第２６条

１　『ヨコハマキラリネット』から個人情報等の情報の漏洩が発生したと疑われる場合、管理委員会の役員は『ヨコハマキラリネット』の運用を制限し、必要な対策を講じ、管理委員会等で協議する。

２　参加施設から本事業にかかる個人情報等が漏洩・流出したときは、故意過失にかかわらず、漏洩施設は本事業に参加する他の事業者等に対し、情報の漏洩・流出によって生じたすべての損害を賠償する責任を負うものとする。不正に情報を収集したとき、あるいは本事業の目的以外に利用したときも同様とする。

（大規模災害時）

第２７条　総括管理者は、大規模災害が発生した場合、『ヨコハマキラリネット』の通常の運用を制限することができる。

第６章 細則

（細則）

第２８条　システム管理者は、この規程を実施するために必要とされる事項について、別に細則を定める。

附則

この規程は、平成２９年４月３日から施行する。

この規程は、平成３０年１月２２日から変更施行する。

この規程は、平成３１年１月１日から変更施行する。

この規程は、令和２年２月１日から変更施行する。